

みんなの人権

みなさんも一緒に考えませんか

毎年7月は
「三月間」

「同和問題啓発強調月間」

「青少年の非行・被害防止全国強調月間」

「社会を明るくする運動月間」

【問い合わせ先】

そびあしんぐう社会教育課
☎962-5111(直)

「同和問題啓発強調月間」

県では、7月を同和問題について考える強調月間としています。同和問題は日本固有の人権問題です。その解決をめざして、さまざまな取り組みが行われています。

一方、差別ハガキや差別落書きなどは後を絶たず、インターネットを使った悪質な差別も起きています。誰もが幸せな生活をしたいと願うと同時に、幸せに生活する権利を持っています。しかし、同和問題を正しく理解していなかったり、無関心な人がいたりするために、誰もが持つ「幸せな生活をしたい」という思いが踏みにじられています。同和問題を正しく理解し、解決に向けて態度や行動に現すことが大切です。

「青少年の非行・被害防止全国強調月間」

次世代を担う青少年が心身ともに健やかに成長することは社会の責務であり、私たちみんなの願いです。インターネットや携帯電話の普及により生活が豊かで便利になった一方で、青少年が有害な情報にふれたり、事件や事故に巻き込まれたりする機会は増大しました。

「社会を明るくする運動月間」

このような状況において、青少年の非行や被害を防止するためには、家庭や地域で理解を深め、行政や関係機関と一体になった取り組みを行うことが大切です。

すべての国民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生への理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪のない地域社会を築くため、全国的に「社会を明るくする運動」が行われています。

犯罪や非行をなくすためには取り締まりを強化することなども必要ですが、立ち直ろうと決意した人を社会で受け入れることも大切です。犯罪や非行をする人を生み出さない家庭や地域をつくるために、一人ひとりが考えることが大切です。

近年、人権課題は多種多様化しています。すべての人の人権が尊重される社会にするためには、さまざまな人権課題を身近なこととして捉え、正しく理解することが大切です。町でも継続して啓発などを行っていきます。

本年度の三月間

町民のつどいは

中止します

毎年7月第1土曜日に開催している「三月間町民のつどい」について、本年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止します。

「同和問題啓発強調月間」「青少年の非行・被害防止全国強調月間」「社会を明るくする運動月間」の三つの運動は実施します。



▲人権の花「ひまわり」